

青森県報

第三千二百八十八号

平成二十二年

九月十三日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	…	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同)	(同)	…
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)	(同)	…
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	(同)	…
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	(同)	…
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課)	(同)	…
右 同……………	(同)	(同)	…
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同)	(同)	…
都市計画の変更……………	(都 市 計 画 課)	(同)	…
右 同……………	(同)	(同)	…
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会 計 管 理 課)	(同)	…
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(西 北 地 域 局)	(同)	…
公 告			
建設業者の許可の取消し……………	(東 青 地 域 局)	(同)	…
右 同……………	(三 八 地 域 局)	(同)	…
右 同……………	(西 北 地 域 局)	(同)	…

右 同……………(上 北 地 域 局) …… 五

右 同……………(同) …… 五

告 示

青森県告示第六百二二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
名称又は 氏 名 名称又は 氏 名 主たる事務所の 所在地又は住所	名 称 所 在 地	所 在 地	
株式会社ハ イトケアサ ービス	青森市中央一 丁目二七の五	通所介護	三・八・三〇
有限会社赤 坂電子工業	十和田市西十四 番町一三の五	通所介護	三・八・三〇
青い森ホ ームケアつ るおい	十和田市大字三 本木字西小稲二 〇六の二	通所介護	三・八・三〇

青森県告示第六百二三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

指定居宅介護支援事業者	名称又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社オランダ	八戸市新湊三丁目七の六	居宅介護支援事業所	八戸市新湊三丁目七の三	三・八・六	三・八・五
社会福祉法人青森福祉振興団	むつ市十二林一の一	みちのく柳町介護センター	むつ市柳町二丁目三の六	平成三・七・二七	平成三・九・四

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年九月十三日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

青森県告示第六百四号

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	福祉用具貸与	介護おこ	黒石市追子三丁目一五の二	平成三・七・二五	平成三・八・三
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	福祉用具販売	介護おこ	黒石市追子三丁目一五の二	"	"

の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	特定介護予防福祉用具貸与	介護おこ	黒石市追子三丁目一五の二	平成三・七・二五	平成三・八・三
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	特定介護予防福祉用具販売	介護おこ	黒石市追子三丁目一五の二	"	"

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社ハイトケアサービス	青森市中央二丁目二七の五	介護予防通所介護	デイサービスこころ	青森市中央二丁目二七の五	三・八・三
有限会社赤坂電子工業	十和田市西十四番町一三の五	介護予防通所介護	青い森ホームケアあうる	十和田市大字三本木字西小稲二〇六の二	平成三・八・六

青森県告示第六百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九号第一号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よこはま薬局	上北郡横浜町字寺下八一の二	平成三・九・一
つるた調剤薬局	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二四の一	"

青森県告示第六百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九号第一号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツル八ド ラッグ 十和田店	十和田市西十二番町一五の二六	平成三・九・一
マエダ調剤薬局 大鰐店	南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下二の二七	"
サンケア薬局 高台店	八戸市大字新井田字二本杉一の二八	"

青森県告示第六百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
小野 裕明	公立金木病院	五所川原市金木町 菅原一九	外科（ぼつこつ機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害）	平成三・九・一

青森県告示第六百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 縦覧に供する図書の名称
- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第六百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市

計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第六百十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「川内支店」―むつ市大湊新町

―及び

「今別支店」―東津軽郡外ヶ浜町字蟹田

―を削る。

青森県告示第六百十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区名称	発起人の住所及び氏名	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
	赤石水産	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字家岸五七番地四 石 岡 清 美 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三番地一 今 弘 樹 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五番地一〇二 今 郁 行	平成二十二年九月十三日から同月二十七日まで	赤石水産漁業協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ナガイ
- 二 代表者の氏名 長井 毅
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字沢部二五三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一 六四七号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年六月二十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社尾川冷熱

二 代表者の氏名 尾川 忠

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東七丁目六の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第九八〇五号

五 取消年月日 平成二十二年八月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社岩谷工務所

二 代表者の氏名 岩谷 義弘

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の六五

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第五一九六号

五 取消年月日 平成二十二年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十二年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 橋本建設

二 氏名 橋本 清次

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇四六五号

五 取消年月日 平成二十二年八月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大雄
- 二 代表者の氏名 大下内 伸勝
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字大下内四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一七四九三号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭